平成 21 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 23 年 6月

金 融 庁

1 事前評価

(1) 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公益法人等が行う共済事 業に対する保険業法の規 制の特例措置の導入	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律案」を国会に提出した(22年5月提出、22年11 月成立)。
2	会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準、包 括利益の表示に関する会 計基準の策定等に伴う財 務諸表等規則等の改正	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された(22年9月)。
3	証券会社の連結規制・監督 に係る総資産基準額の規 定	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を 改正する政令」が公布・施行された (22年12月公布、23年4月施行)。
4	デリバティブ取引に対す る不招請勧誘規制等の見 直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を 改正する政令」及び「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する 内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された(22年12 月公布、23年4月施行)。
5	募集又は売出しの判定の ための人数通算対象に対 するストック・オプション の付与の除外	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された(23年4月)。
6	連結ソルベンシー・マージ ン規制の導入	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行規則の一部を改正す る内閣府令」等が公布された(23年3月公布、24年3月施行予定)。
7	ライツ・オファリング(新株予約権無償割当てによる増資)の利用の円滑化を図るための開示制度等の整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
8	コミットメントライン (特 定融資枠契約) の借主の範 囲拡大	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
9	銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
10	プロ等に限定した投資運 用業の規制緩和	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
11	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
12	英文開示の範囲拡大	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
13	企業財務書類等の質の向 上を図るための公認会計 士制度の見直し(試験制度 の見直し)	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月)。
14	企業財務書類等の質の向 上を図るための公認会計 士制度の見直し(公認会計 士資格制度の見直し)	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月)。
15	企業の財務書類等の質の 向上を図るための公認会 計士制度の見直し(企業財 務会計士の創設等)	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月)。
16	投資助言・代理業の登録拒	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の

	否事由への人的構成要件 の追加	ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
17	保険会社の同一グループ 内における業務の代理・事 務の代行の届出制への移 行	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「資本市場及び金融業の基盤強化の ための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (23年4月提出、23年5月成立)。
18	破綻時に預金の払戻しを 迅速に行うための所要の 規定整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「預金保険法の一部を改正する法律 案」を国会に提出した(23年4月提出、23年5月成立)。
19	認可特定保険業者に係る 制度整備	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「保険業法施行令の一部を改正する 政令の一部を改正する政令」及び「認可特定保険業者等に関する命令」 等が公布・施行された(23年5月)。

(2) 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	イスラム金融に関する所 要の税制措置	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、イスラム金融に関する所要の税制措置について税制改正要望(22年8月)を行った結果、平成23年度税制改正大綱(22年12月)において、我が国でイスラム債の発行を可能とするための所要の改正を行うことが盛り込まれ、これを反映した「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(23年4月提出、23年5月成立)。
2	特別法人税の撤廃	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特別法人税の撤廃 について税制改正要望(22年8月)を行った結果、平成23年度税制改 正大綱(22年12月)において、特別法人税の課税の停止措置を延長(3年)することが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改 正する法律案」が国会に提出された(23年1月)。
3	投資法人の導管性要件で ある投資口国内 50%超募 集要件の見直し	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直しについて税制改正要望(22年8月)を行った結果、平成23年度税制改正大綱(22年12月)において、投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の判定方法を見直すことが盛り込まれた(なお、当該見直しに係る所要の改正については、今後、租税特別措置法施行令で措置される予定)。
4	協同組織金融機関に係る 一般貸倒引当金の割増特 例措置の恒久化	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、協同組織金融機関 に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化について税制改正要望 (22年8月)を行った結果、平成23年度税制改正大綱(22年12月)に おいて、割増率を12%(現行16%)に引き下げた上で延長(3年)す ることが盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する 法律案」が国会に提出された(23年1月)。
5	少額短期保険業者に係る 収入割の特例措置の延長	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、少額短期保険業者 の収入割の特例措置の延長について税制改正要望(22年8月)を行っ た結果、平成23年度税制改正大綱(22年12月)において、少額短期保 険業の課税標準に係る本措置は廃止されるとともに、所要の変更を加 え、地方税法本則に措置することが盛り込まれ、これを反映した「地 方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された(23年1月)。
6	企業年金等への移行が不 可能な適格退職年金に係 る税制上の特例措置の継 続	・ 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、企業年金等への移 行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続について税 制改正要望(22年8月)を行った結果、平成23年度税制改正大綱(22年12月)において、平成24年度税制改正において措置を検討すること が盛り込まれた。

2 事後評価

(3) 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・対クト・モニタリングの実施	 【引き続き推進】 〈予算要求〉 ・ 評価結果を踏まえ、モニタリングシステム関係経費及び金融機能強化法に基づく資本参加の審査等に必要な経費等の平成23年度予算要求(283百万円)を行い、予算措置(310百万円)された。 〈機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、新しい自己資本比率規制等の実施や協同組織金融機関の会計の整備に係る監督体制の整備等のため、平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐2名及び係長4名が措置された。 〈と榜・申度の整備・改正〉 ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 ○ 証券会社等の連結規制・監督の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(22年5月)したことを受け、政令・内閣府令の改正(22年12月)、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行った(33年3月)。 2 保険会社等の連結財務健全性基準の枠組みを盛り込むため、保険業法を改正(22年5月)するとともに、保険業法施行規則等を改正した(23年3月)。 その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 への他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 へ中心企業金融円滑化法等適切な運用中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として金融機関からの報告について、型半期毎に取りまとめて公表した(22年6月、9月、12月、23年3月)。 金融機関からの報告の見直しを行っ」を副程度の負担軽減を目指して報告資料を信約とを行う旨を監督指針に明記した(22年7月)。 2 さらに、金融担当大臣の、「2割程度の負担軽減を目指して報告資料を含めた報告資料全体について、2割程度の負担軽減を達成と達でした。 金融機関に対した、金融機能強化法の積極的な活用の検討を促進するとともに、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した(22年7月、23年1月)。 早期健全化法の適切な運用全融機関に対して、金融機能強化法の適切な運用を融機関に対して、履行状況報告を公表した(22年6月、12月)。対象期間中、早期健全化法に基づく資本増強のうち、730億円が返済された。
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	【改善・見直し】 <予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、効果的・効率的な検査を実施するために必要な金融機関等検査経費等について平成23年度予算要求(370百万円)を行い、予算措置(365百万円)された。 ・ なお、その中では、 ○ 検査運営において、より一層のITの活用を図るため、検査会場内の無線LAN構築に係る経費(11百万円)や、 ○ より効果的な検査を実施するため、金融機関の各種リスク計測モデルの適切性等を検証するシステムに係る経費(24百万円)

について予算措置されている。 <機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、新形態の金融機関に対する適時適切な検証を行 うための検査体制の整備等のため、平成23年度機構・定員要求を行い、 特別検査官1名、専門検査官1名、課長補佐2名及び係長2名が措置 なお、その中では、検査局の統括検査官2名を監督局(銀行第1課、 保険課)に振り替え、大規模で複雑な業務を行う金融機関について、 オン・オフでシームレスに財務の健全性・リスク管理の状況について モニタリングを行うことができるよう措置されている。 <その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 中小企業者等の業況や資金繰りは依然として厳しい状況にある ことを踏まえ、原則として全ての銀行、信金、信組に対し、23 年9 月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡 させるべく取り組んでいる。また、検査においては、「平成22検査事 務年度検査基本方針」(22年8月公表)に基づき、金融機関が、適切 なリスク管理をベースとして、中小企業に対する適切なコンサルテ ィング機能の発揮できる態勢が整備されているか重点的に検証して いる。 ○ 金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融 検査を実現するため、金融庁及び財務局において、オン・オフ一体 的なモニタリングをさらに強化している。 ○ 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関 グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、 証券取引等監視委員会や海外当局等との間で、情報や問題意識の共 有を含め、連携をさらに強化している。 ○ 金融検査の実効性・効率性を向上させる観点から、検査結果の分 析を強化し、そこから得られた分析結果を業界団体との意見交換の 場等を通じて金融機関に還元し、情報や問題意識の共有を図ってい る。 ○ 検査運営において、より一層のITの活用を図るため、検査会場 内の無線LANの構築や電話会議の導入等を行っている。 ITの著しい進展に適切に対応した金融検査を行うため、例え ば、デジタルフォレンジックを活用した検査態勢の整備やクラウ ド・コンピューティングの進展に対応した検査のあり方について検 討を進めている。 【引き続き推進】 <予算要求> 評価結果を踏まえ、金融危機管理経費の平成23年度予算要求(41百 万円)を行い、予算措置(41百万円)された。 <法令・制度の整備・改正> 評価結果を踏まえ、破綻時に預金の払戻しを円滑に行うための措置 等を内容とする「預金保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出 した(23年4月提出、23年5月成立)。 <その他の反映状況> 預金等定額保護下におけ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 る円滑な破綻処理のため 3 関係機関との連携強化 の態勢整備及びシステミ 22年9月に債務超過の申出を行った日本振興銀行に対し、預金保 ックリスクの未然防止 険法第 74 条第1項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の 管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人 に選任するなど、預金保険機構と密接に連携を図りつつ、預金保険 制度の適切な運用による円滑な破綻処理手続を行った。 預金保険制度の周知徹底のための広報活動 預金保険制度に係る広報用リーフレットについて、制度対象金融 機関の拡大等を踏まえ刷新し、全国の地方公共団体等に配布した。 預金保険法第102条の適切な運用 りそなグループに対して、22年7月(22年3月期分)及び12月(22 年9月期分)に、預金保険法第108条に基づき経営健全化計画の履行

		状況について報告を求め、その内容を公表した。 また、りそなグループから、22 年8月及び 23 年3月に、預金保 険法に基づき引き受けた優先株式の返済申出があり、預金保険機構 からの処分申請について、いわゆる「3原則」に照らして検討を行 い承認した。 ○ 名寄せデータ精度の維持・向上 名寄せデータ精度維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、 検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、 改善を促した。
		【引き続き推進】 <予算要求>
		・ 評価結果を踏まえ、「アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業」のため、平成23年度予算要求(99百万円)を行った結果、予算措置(50百万円)された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、平成23年度機構・定員要求を行った結果、金融国際政策審議官をサポートする体制強化のため、開示・国際証券担当の参事官1名、国際証券規制調整官1名、課長補佐2名及び係長2名が措置された。 <その他反映状況>
		・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、国際的なルール策定に積極的に貢献した。
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	○ G20トロント首脳会合(22年6月)及びG20ソウル首脳会合(22年11月)に向け、過去のG20首脳会合における合意に基づき、国際的に活動する銀行の自己資本と流動性に係る新たな枠組みやシステム上重要な金融機関への対応等について議論を進めるとともに、G20首脳会合での議論に積極的に参加・貢献した。また、ピッツバーグ・サミットまでの3回の首脳会合での合意を受け、我が国として、ヘッジファンドに係る登録制の拡充等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年5月成立)に係る政令・内閣府令を整備(23年4月施行)した。更に、我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務開始に向けた市場関係者の取組みを積極的に支援した。 ○ 金融安定理事会(FSB)における、(1)システム上重要な金融機関への対応、(2)実効的で密度の高い監督、(3)シャドーバンキング、(4)国際基準の遵守に非協力的な国・地域への対応等国際金融システムの強化に向けた金融規制・監督の見直しに関する議論に積極的に参加・貢献した。 ○ バーゼル銀行監督委員会(BCBS)において行われた、国際的に活動する銀行の自己資本と流動性に係る新たな枠組み(バーゼルIII)の策定に貢献した。 ○ 派券監督者国際機構(IOSCO)において行われた格付規制や店頭デリバティブ規制についての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に積極的に参加・貢献した。また、河野総括審議官(23年4月より金融国際政策審議官)が、22年6月に専門委員会副議長に選任され、更に23年4月には同委員会の議長に就任することとなった。
		 ○ 保険監督者国際機構(IAIS)において行われた、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論に積極的に参加・貢献した。また、20年10月以来、執行委員会副議長を務めていた山崎国際担当参事官の後任として、22年10月に、早崎国際担当参事官が選任された。 ○ 22年11月にジョイントフォーラム東京会合を開催する等、効果的な各国監督当局間の連携強化等に取り組むとともに、「リスク合算モデルの発展」(22年10月公表)等ジョイントフォーラムにおける報告書作成の議論に参加・貢献した。 ○ 国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード(MB)における、IFRSやIFRS財団、国際会計基準審議会(IASB)に関する議論に積極的に参加・貢献した(22年10月からは河野総括審

		議官がMB暫定議長を務め、取りまとめを実施)。また、22 年7月にMBに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループにおける、IFRS財団ガバナンスの向上に向けた議論に関しては、ワーキング・グループ設立時より河野総括審議官(23 年4月より金融国際政策審議官)が議長を務め、積極的に参加・貢献している。 WTOクラスターサービス交渉において、金融関連の自由化約束の改善に向け、精力的に交渉を行った。また、経済連携協定(EPA)において、金融関連の自由化要望にかかる交渉に加え、アジアの金融当局との協議の枠組みの立上げ及び強化のための交渉を、積極的に行った。具体的には22 年9月に日インドEPA交渉が大筋合意し、23 年2月に署名に至った。22 年11月には、日ベルーEPA交渉が大筋合意に至った。更に23 年3月には、日ベルーEPA交渉が大筋合意に至った。更に23 年3月には、日ベトナムEPAに基づく金融作業部会の立ち上げに向けたベトナム金融当局との事前協議を開催した。 評価結果を踏まえ、以下の通り海外監督当局との連携強化等を行った。 国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局との意見交換及び情報交換を行った。その一環として、監督カレッジや国際的な危機管理に向けた取組みを行った。 一部に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局との意見交換及び情報交換を行った。その一環として、監督カレッジや国際的な危機管理に向けた取組みを行った。 本人力との意として、第4次に関する議論を行った。 本社と・アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修)を開催し、研修事業を通じて、海外監督当局との連携強化等に貢献した。 ・評価結果を踏まえ、金融活動作業部会(FATF)によるマネー・ローングリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした第4次相互審査国際基準の改訂作業に取り組んだ。また、20 年に実施されたFATFによる第3次対日審査のフォローアップ報告書(22年10
5	新興市場国の金融当局への技術支援	月)作成に貢献した。 【引き続き推進】 <予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、「新興市場国に対する技術支援の効果的実施」、また「アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業」(既述)実施のため、平成23年度予算要求(209百万円)を行った結果、予算措置(154百万円)された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、平成23年度機構・定員要求を行った結果、国際協力調整官1名及び係員1名が措置された。 <その他反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、金融行政に携る人材育成及び能力向上のため、アジアの新興市場国地域や旧ソ連新独立国家(NIS)地域等の新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を目指した研修事業等を実施した。
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	【改善・見直し】 <予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費及び改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費の平成23年度予算要求(10百万円)を行い、予算措置(10百万円)された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、 ○ 共済事業に対する規制に係る企画立案等に必要な整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、係長1名が措置された。 ○ 認可特定保険業者の監督に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、係長1名が措置された。 ○ 同相格付業者の監督等に関する国際業務に係る体制整備のため、

平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名が措置された。 詐欺的な投資勧誘の問題への対応強化に係る体制整備のため、平 成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係長1名が措置 された。 <法令・制度の整備・改正> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備した。 ○ 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し、デリバティブ取引 に対する不招請勧誘規制の見直し等を盛り込んだ、「金融商品取引 法等の一部を改正する法律」(22年5月成立)に係る政令・内閣府 令を整備した(23年4月施行)。 ○ 公益法人等が行う共済事業の規制の見直し等を盛り込んだ、「保 険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を国会に 提出した(22年5月提出、22年11月成立)。 ○ 信用格付業者に係る規制について、投資者保護を図るとともに金 融商品取引業者等の実務の円滑化のための措置を講ずるため内閣府 令を整備した(22年10月施行)。 ○ 信用格付の公的利用の見直しを行うため、内閣府令等を整備した (原則、23年1月施行)。 <その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」において「借り手 の目線に立った10の方策」を策定・公表した(22年4月)。 「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し(22年6月)、 関係者ヒアリングを実施した(22年9~12月)。 「多重債務者相談強化キャンペーン2010」を開催した(22年9 ~12月)。 「第41回金融トラブル連絡調整協議会」を開催した(23年2月)。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応 1 平成22事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針に おいて、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点 事項とし、検証した。 2 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に 向けATM関連対策を含めた積極的な取組みに努めるとともに、 振り込め詐欺等の被害者救済に向け、振り込め詐欺救済法の的確 な運用を確保するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」 への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請した。 【改善・見直し】 <予算要求> 評価結果を踏まえ、学校における金融知識普及施策推進実施経費や 一般社会人向けパンフレット作成経費等の平成23年度予算要求(43百 万円)を行い、予算措置(41百万円)された。 <機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、金融サービス利用者相談室における関係機関と の連携強化等及び広報に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員 要求を行った。 利用者保護のための情報 <その他の反映状況> 7 提供・相談等の枠組みの充 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を 宔 防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のパンフレッ ト「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」 を作成し、地方公共団体等へ約52万部配布した。 また、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての 金融ガイド」を地方公共団体や大学等へ約18万部配布した。 さらに地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例を含め、 生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポ ジウムを福岡、金沢、高松、東京、札幌及び熊本で開催した。 ○ 金融サービス利用者相談室において、22年4月から12月までの間

に40,378件の相談等を受け付けたほか、利用者満足度調査等を実施

		しており、その結果を踏まえ、相談体制の充実を図ることとしている。また、多重債務問題が深刻な社会問題となっていることから、 相談員に対し多重債務相談に対応する際の方針等について再周知を
		行った。
		○ 金融ADR制度が施行(22年4月)されたことを踏まえ、第41回
		金融トラブル連絡調整協議会を開催(23年2月)し、各金融ADR
		機関による業務実施状況報告や金融ADRの改善に向けた意見交換
		等を行った。
		○ 金融庁ウェブサイトのアクセシビリティ(アクセスのしやすさ)
		の向上を図るため、コンピュータの種類によっては別の文字として 表示されるおそれがある機種依存文字の使用を排除するチェックリ
		ストを導入したほか、高齢者・視覚障害者に配慮したバリアフリー
		化の一環として、音声読み上げソフトの利用者が正しく内容を理解
		できない日時の略標記(「/」や「:」による標記)を過去にさかの
		ぼって修正を行うなど、日本工業規格「高齢者・障害者等配慮設計
		指針」に従った改善を行った。
		○ 都道府県、市区町村の多重債務相談窓口の整備については進んで
		きているところ(22年9月末時点で、都道府県ではすべて設置済。
		1,627 市区町村(全体の 92%)で設置済)であるが、引き続き多重 債務者へ無料相談会の機会を提供する「多重債務者相談強化キャン
		ペーン 2010」(22 年 9 月~12 月開催)の他、政府広報等を活用した
		相談窓口の認知度向上のための取組みや、制度等についてのQ&A
		を金融庁ウェブサイトに公表する等の取組みを実施した。
		【改善・見直し】
		<予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、貸金業務取扱主任者登録に必要な経費及び貸金
		業者等の監督に必要な経費の平成23年度予算要求(7百万円)を行い、
		予算措置(7百万円)された。
		<法令・制度の整備・改正>
		・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。
		○ 監督指針を改正し、法令等遵守に係る監督上の着眼点を更に整
		備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督
		事務を行っている。例えば、 1 与信取引に関連したデリバティブ取引に関係する顧客への説明
8	金融機関等の法令等遵守	態勢及び相談苦情処理機能について、金融商品取引法を踏まえた、
	態勢の確立	法令遵守態勢の強化や利用者保護の充実を図る観点から、契約時
		点等における顧客のヘッジニーズに対する有効性の確認及び説明
		等を行う際に留意すべき監督上の着眼点を整備・明確化した(22
		年4月)。
		2 貸金業法の完全施行及び貸金業法施行規則の一部改正を受け て、貸金業者向けの総合的な監督指針等を改正し、貸金業者の法
		令等遵守態勢等の着眼点を整備・明確化した(22年6月)。
		3 貸金業制度に関するプロジェクトチームが公表した「借り手の
		目線に立った 10 の方策」(22 年 4 月)の内容を踏まえ、改正貸金
		業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築など、預金取扱金
		融機関が消費者向け貸付けを行う際に留意すべき監督上の着眼点
-		を整備・明確化した(22 年 6 月)。 【 改善・見直し 】
		<その他の反映状況>
		・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。
_	金融関連の犯罪に対する	○ 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供
9	厳正かつ適切な対応	不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に至今口座の不正利用問題に対する注意晩起な保は親方がよっ己き
		に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き 続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表
		がら、情報促供性数等を四十朔母にヨガラエフッイドにおいて五弦 した。
		○ 振り込め詐欺への的確な対応
		1 平成22事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針に

		おいて、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項とし検証した。 2 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向けATM関連対策を含めた積極的な取組みに努めるとともに、振り込め詐欺等の被害者救済に向け、振り込め詐欺救済法の的確な運用を確保するため、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請した。 ○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ 1 金融機関における情報セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカード問題等への対応状況に係るアンケート調査を実施し、ICキャッシュカード等のセキュリティ対策の導入状況を当庁ウェブサイトにおいて公表した。 2 偽造キャッシュカード等の問題への注意喚起等を促す観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	【改善・見直し】

施し、22 年度においては、新規上場時の小祭に対し、初めて偽計適用した音ዎ事業を含む、8 件の告発を行った。 ① 市場規律の強化に向けた取組みとして、上場会社における内部 ・ 理態勢の構築を使すため、取り所主傷のコンプライアンスフォームにおける講演を、各種広報媒体への音積を実施したほか、公館計士協会や重な人が、助助事業等に関する講演を見交検行った。また、メールマガジンを新たに発刊し、証券取引等監視員会の活動状況や問題意識等のメッセージを発信した。 【改善・見直し】 「場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの促進 「改善・見直し」 「本の地の反映状況と・評価結果を確立え、市場関係者により自主的に進められている社市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援した。 【改善・見直し】 「本の地の反映状況と・評価結果を確立え、企業財務諸制度調査等経費の平成23年度予算来(47百万円)をれた。「投稿・定員要求と・評価結果を確立表、企業財務諸制度調査等経費の下成23年度機構・定要を行い、理解・信息を修正表、企業財務活制度調査等経費の下成23年度機構・定のあり方の検討の促進に係る体制整備のため、平成23年度機構・定の地の反映状況と・評価結果を確立表、22年8月の企業会計書鑑会総会において、会基準のコンバージニンスを進めていて際の連結財務諸表と単体財務表の関係について整理が行われた。」ともに、1 F K S に基づく表的に、1 F K S に基づく表的に、1 F K S に基づく表的に、1 F K S に基づく表的に、2 を 大田 医 M S を 大田 医 M S を 大田 医 M S を N S を N S の M S S S S S S S S S S S S S S S S S			
理態数の構築を促すため、取引所主催のコンプライスドはか、公認計士協会や監査法人に対し、粉飾事業等に関する講演や色見交換行った。また、メールマガジンを新たに発刊し、証券取引等監視員会の活動状況や問題意識等のメッセージを発信した。 【改善・見直し】 「お場の公正性・透明性の確保に向けを取組みを積極的に支援した。」 「改善・見直し】 その他の反映状況・計場高活性化に向けた取組みを積極的に支援した。 「改善・見直し】 「改善・見直し】 「な善・見直し】 「な善・見音にしった。」 「な 一			○ 市場の公正性を害する悪質な犯則行為について、厳正な調査を実施し、22 年度においては、新規上場時の公募に対し、初めて偽計を適用した告発事案を含む、8 件の告発を行った。
### 11			○ 市場規律の強化に向けた取組みとして、上場会社における内部管理態勢の構築を促すため、取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、公認会計士協会や監査法人に対し、粉飾事案等に関する講演や意見交換を行った。また、メールマガジンを新たに発刊し、証券取引等監視委員会の活動状況や問題意識等のメッセージを発信した。
11 保に向けた市場関係者の 自主的な取組みの促進			【改善・見直し】
2	11	保に向けた市場関係者の	評価結果を踏まえ、市場関係者により自主的に進められている社債 市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援した。
・ 評価結果を踏まえ、企業財務諸制度調査等経費の平成23年度予算。			【改善・見直し】
【引き続き推進】 <予算要求> ・評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電開示システム」の開発に必要な経費及び制度改正等に必要な経費の成23年度予算要求(2,443百万円)を行い、予算措置(1,185百万円された。 <機構・定員要求> ・評価結果を踏まえ、 ○ 次世代EDINETの開発等に係る体制整備のため、平成23年機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係員1名が措置された。 ○ 開示制度の運用に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員求を行い、企業財務調査官1名が措置された。 < 法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、20年度から導入された内部統制報告制度につては、22年5月より、企業会計審議会内部統制部会において、「内統制報告制度の運用の見直し」の検討を行った。検討の結果、23年3月、「企業会計審議会内部統制部会において、「内統制報告制度の運用の見直し」、「効率的な内部統制者告実を向けての事例の作成」等を主な内容とした、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評	12		・ 評価結果を踏まえ、企業財務諸制度調査等経費の平成23年度予算要求(47百万円)を行い、予算措置(47百万円)された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、上場会社等のガバナンス強化のための開示・監査のあり方の検討の促進に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係長1名が措置された。 <その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、22年8月の企業会計審議会総会において、会計基準のコンバージェンスを進めていく際の連結財務諸表と単体財務諸表の関係について整理が行われた。 さらに、IFRSに基づく連結財務諸表及び四半期連結財務諸表の開示例の更新や、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの
・ 評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電開示システム」の開発に必要な経費及び制度改正等に必要な経費の成23年度予算要求(2,443百万円)を行い、予算措置(1,185百万円された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、 ○ 次世代EDINETの開発等に係る体制整備のため、平成23年機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係員1名が措置された。 ○ 開示制度の運用に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員求を行い、企業財務調査官1名が措置された。 < 法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、20年度から導入された内部統制報告制度につては、22年5月より、企業会計審議会内部統制部会において、「内統制報告制度の運用の見直し」の検討を行った。検討の結果、23年3月、「企業の創意工夫を活かした監査人の対の確保」、「内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し」「重要な欠陥」の用語の見直し」、「効率的な内部統制報告実務向けての事例の作成」等を主な内容とした、「財務報告に係る内部制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評			
< その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、国際水準を踏まえた X B R L (財務情報を効	13	ディスクロージャーの充	・ 評価結果を踏まえ、有価証券報告書等電子開示システム整備経費、業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費及び制度改正等に必要な経費の平成23年度予算要求(2,443百万円)を行い、予算措置(1,185百万円)された。 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、 ○ 次世代EDINETの開発等に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係員1名が措置された。 ○ 開示制度の運用に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、企業財務調査官1名が措置された。 < 法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、20年度から導入された内部統制報告制度については、22年5月より、企業会計審議会内部統制部会において、「内部統制報告制度の運用の見直し」の検討を行った。 検討の結果、23年3月、「企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保」、「内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し」、「「重要な欠陥」の用語の見直し」、「効率的な内部統制報告実務に向けての事例の作成」等を主な内容とした、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」を公表した。

		係る試験的な開発を行った。
		【改善・見直し】
14	公認会計士監査の充実・強 化	 〈予算要求〉 評価結果を踏まえ、懲戒処分経費、課徴金制度関係経費、公認会計士等検査経費及び試験実施経費の平成23年度予算要求(115百万円)を行い、予算措置(113百万円)された。 〈機構・定員要求〉 評価結果を踏まえ、公認会計士制度の企画立案体制の整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係員1名が措置された。 〈その他の反映状況〉 評価結果を踏まえ、公認会計士制度に関する懇談会において、公認会計士試験・資格制度等についての検討を進め、22年7月「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書を取りまとめ、23年1月「公認会計士試験・資格制度の見直し案の概要」を公表した。
15	多様な資金運用・調達機会 の提供に向けた制度設計	【改善・見直し】 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、 ○ 金融商品取引所の企画・立案に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名及び係長1名が措置された。 ○ 開示制度の企画に係る体制の強化のため、平成23年度機構・定員要求を行い、開示企画調整官1名が措置された。
16	決済システム等の整備	【引き続き推進】 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、(外国)清算機関及び取引情報蓄積機関の監督に係る体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行い、係長1名が措置された。 <法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、清算関連の基盤整備等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年5月成立)に係る政令・内閣府令を整備した(23年4月施行)。 < その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務開始に向けた市場関係者の取組みを積極的に支援した。 ○ 国債取引の決済期間短縮化等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みを積極的に支援した。
17	専門性の高い人材の育成等	【改善・見直し】 < その他の反映状況 > ・ 評価結果を踏まえ、広島大学大学院、中央大学大学院において金融 行政に関する連携講座を実施した他、経済産業省が主催する「高度金融人材産学協議会」へオブサーバーとして参加した。
18	個人投資家の参加拡大	【改善・見直し】 <予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、個人投資家が投資しやすい環境の整備等に資する金融・証券税制を構築するための実態等に関する調査・分析のため、平成23年度予算要求(7百万円)を行い、予算措置(7百万円)された。 <法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、以下の関係法令を整備等した。 ○ 事業型ファンド販売に係る契約締結前交付書面の記載事項の拡充等を盛り込んだ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年5月成立)に係る政令・内閣府令を整備した(23年4月施行)。 ○ 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の2年延長(25

		年末まで)及び店頭デリバティブ取引等に係る所得について20%申告分離課税とすること等を盛り込んだ税制改正法案を国会に提出した(23年1月)。 < その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 ○ 平成23年度税制改正要望において、個人投資家の参加拡大のために必要な税制上の措置を要望した。 ○ 全国銀行協会等の7団体を金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の指定紛争解決機関として指定(22年9月)。 さらに、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを指定紛争解決機関として指定した(23年2月)。 【改善・見直し】
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	<法令・制度の整備・改正> ・ 評価結果を踏まえ、前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式等の 見直しを行い、記載内容の一部合理化を行った(22 年 9 月)。
20	中小企業をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進	【改善・見直し】 <予算要求> ・評価結果を踏まえ、関係機関等との連携強化に必要な経費の平成23年度予算要求(3百万円)を行い、予算措置(3百万円)された。 <法令・制度の整備・改正> ・金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待されるなか、特に、金融機関が、コンサルティング機能(経営相談・指導等、事業再生等を十分に発揮の返済能力の改善があることを勘案し、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに、同法に基づく開示・報告に係る事務負担の軽減や金融機関のコンサルティング機能がこれるよう促すための検査・監持となる対応を行う旨を明期限を2年に22年12月)。これを受け、中小企業金融円滑化法の期限を20長するための改正中小企業金融円滑化法を国会に提出し(23年1月)、同法が国会で成立し、公布・施行された(23年3月)。これに併せて、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みよう監督指針を策定対して金融機関が果たすべき役割を具体化するよう監督指針を策定するなどの措置を講じた(23年4月)。 ・地域密着型金融の推進については、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションブラン」(22年12月)を踏まえ、「顧積極的な参画」、「地域を融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生へを往とする「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案を公表した(23年3月)。 ・他を融機関による貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行った。 ・中小企業等に対する金融の円滑化 ・ついて、当局として適切なフォローアップを行った。 ・中小企業等に対する金融の円滑化の次更に批況や体制整備状況等につけ、当時とは対する地域密者型金融の取組み状況を公表した(22年7月)。また、各財務(支)局等において「地域密着型金融に関する会議」(シンボジウム)を開催した(23年2月~3月)。
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	【引き続き推進】 <機構・定員要求> ・ 評価結果を踏まえ、保険業に関する法律的な高度判断を行うための 体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行った。

		 その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、22事務年度の行政対応における重点項目を明確化した「平成22事務年度検査基本方針」並びに「平成22事務年度主要行等向け監督方針」等を策定・公表した(22年8月)。 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実金融行政の透明性・予測可能性の向上や、金融機関の内部管理態勢の強化等を促す観点から、「金融検査指摘事例集(23年2月から金融検査結果事例集と改称。)」を作成・公表した(22年7月、23年2月)。 行政処分等において行った法令解釈等の周知 金融機関等における行政処分に対しての予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く)。 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものと
		して取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った(22年8月、11月、23年2月)。
	徴員の育成・強化のための 者施策の実施	【改善・見直し】 < その他の反映状況> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 ○ 22年度も引き続き、各役職に求められる知識や能力、及び業務の専門性の向上を図ることを目的として役職別理論研修を実施した。このほか、金融技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融商品研修」など最新かつ専門的な研修を実施した。これらの各種の施策を通じて、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図っている。 ○ 職員の人事異動に際し、キャリアパスにかかる要望に配意した人事配置を継続的に実施しているほか、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に配属させて若手職員の育成に取り組むなど、専門性に資する人事体制の確立を図っている。 ○ 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関を始めとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用している。
3	万政事務の電子化等による利便性の高い効率的な を融行政の推進	 【引き続き推進】 〈予算要求〉 ・ 評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発、運用・保守に必要な経費」について、平成23年度予算要求(337百万円)を行い、予算措置(309百万円)された。 〈機構・定員要求〉 ・ 評価結果を踏まえ、庁内情報システム等に係る情報セキュリティ対策強化のための体制整備及び庁内情報システム等に係る業務増大に対する体制整備のため、平成23年度機構・定員要求を行った。 〈その他の反映状況〉 ・ 評価結果を踏まえ、情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を3回開催した。 開催に当たっては、事前にCIO(情報化統括責任者)補佐官等をメンバーとする事前審査会を行い、CIO補佐官が調達内容を検証するなど積極的な関与を行った。
	厚門性の高い調査研究の 実施	【改善・見直し】 <予算要求>

・ 評価結果を踏まえ、国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、
研究論文執筆関係経費の平成23年度予算要求(18百万円)を行い、予
算措置(16百万円)された。
<その他の反映状況>
・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。
○ 研究成果の庁内へのフィードバック
1 22年4月以降、研究官による研究成果をまとめ、ディスカッシ
ョンペーパーとしてホームページ上に掲載した6本について、庁
内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流
を行った。
2 研究活動の一環として2研究会(「会計基準と企業競争力に関
する研究会」、「企業財務研究会」)を庁内にて開催した。
○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実
1 23年2月に第7回国際コンファレンス「アジアの成長と金融セ
クターの役割」を、慶應義塾大学やアジア開発銀行研究所(AD
BI)と共催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をした
他、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、
在京各国大使館関係者、金融機関の実務者等300名強(前回比42%
増)の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。
2 22年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講
師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会(通称「金曜ラン
チョン」)を、計19回(通算では171回)開催(職員の参加は、最
大80名強、平均53名。)して、45分のプレゼンテーションの後に、
会議参加者と講演者が活発な質疑を行った。

(4) 事業評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	オフサイト・モニタリング に係るコンピュータ・シス テムの機能強化	<その他の反映状況> 本システムの活用により、効果的なオフサイト・モニタリングに取組みつつ、金融機関の取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる整備等を進めており、22年度においては、徴求項目の追加・変更に係るシステムの変更開発等を行った。
2	証券短期売買システムの 開発	<その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、23年度においても引き続き、本システムを活用して、金融商品取引法に基づいて行う上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務を適切に実施していくこととする。
3	金融庁業務支援統合シス テムの開発(成果重視事 業)	【引き続き推進】 <予算要求> ・ 評価結果を踏まえ、「金融庁業務支援統合システムの開発に必要な経費」について、平成23年度予算要求(224百万円)を行い、予算措置(280百万円)された。

(5) 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	損害保険会社等の火災保 険等に係る異常危険準備 金の積立額の損金算入	【引き続き推進】 ・ 損害保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金 算入については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。